

令和7年度静岡県サービス管理責任者等基礎研修 実施要項

実施主体：静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先：社会福祉法人あしたか太陽の丘）

- ・申込みは、法人ごとに行ってください（事業所単位の申込みはできません）。
- ・本研修の受講者は、本要項を必ずお読みください。

1 研修の目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るために実施するものです。

具体的には、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 研修期間及び会場

本研修は、オンデマンド（YouTube による動画視聴）及び集合による研修で構成されています。研修期間は合わせて3日間です。講義・演習の日程及び会場は以下のとおりです。

<1日目・2日目の一部> オンデマンド（YouTube による講義動画配信）による研修

区 分			配信期間	実施方法
講義	全日程共通	1日目・ 2日目の一部	8月下旬～9月中旬予定	オンデマンド (YouTube による 講義動画視聴)

<2・3日目> 集合による研修

区 分		開催日		会場
講義・ 演習	A日程	2日目	10月2日(木)	シズウエル
		3日目	10月3日(金)	
	B日程	2日目	10月9日(木)	静岡労政会館
		3日目	10月10日(金)	
	C日程	2日目	10月15日(水)	静岡労政会館
		3日目	10月16日(木)	
	D日程	2日目	10月21日(火)	シズウエル
		3日目	10月22日(水)	

(会場所在地)

会場名称	所在地
シズウェル（静岡県総合社会福祉会館）703会議室	静岡市葵区駿府町5-70
静岡労政会館 6階ホール	静岡市葵区黒金町5-1

※ 両会場共に受講者用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください（シズウェルに隣接する静岡市民文化会館が改修工事のため、静岡市民文化会館前駐車場は現在休業中です）。

3 受講定員

548人程度

4 研修対象者

以下の①～③のすべてに該当する方が対象です。

①	静岡県内で※1、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員の方
②	相談支援従事者初任者研修（2日間課程）を受講済みの方又は今年度受講見込み※2の方
③	本研修の演習初日の前日までに、次ページの表の実務経験年数を満たす見込みのある方

※1 県外の事業所に配置されている方又は配置される予定の方は、本研修を受講できません。

※2 今年度の静岡県相談支援従事者初任者研修を「相談支援事業に従事する者（7日間課程）」で受講している方は、本研修を受講できません。

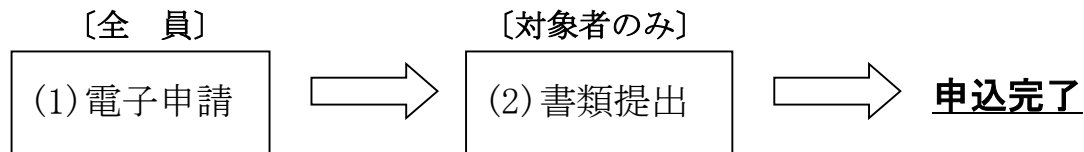
区 分	業 務	実務経験年数
国家資格者 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師)	国家資格等による業務に通算 3 年又は 5 年以上※1 従事している者による <u>相談支援の業務及び直接支援の業務</u> ※2 (国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	通算して 1 年
社会福祉主事等任用資格者 (社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者)、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者)	<u>相談支援の業務</u> 及び社会福祉主事任用資格等を有する者による <u>直接支援の業務</u> ※2 (社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	通算して 3 年
その他の者	<u>直接支援の業務</u> ※2	通算して 3 年
	<u>直接支援の業務</u> ※2	通算して 6 年

※1 別紙 2、3 のとおり、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者とで、国家資格等による業務の必要な経験年数が異なります(サビ管 3 年、児発管 5 年)。

※2 「相談支援の業務」と「直接支援の業務」の内容は、別紙 2、3 を参照してください(サビ管、児発管とで異なります)。

5 受講申込み方法

受講申込みの流れは以下のとおりです。



(1) ふじのくに電子申請サービスによる申込み

申込み 準 備	・ 「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を済ませている方 →これまでの静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください。 ・ 「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します。）
申込み 手 順	① ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/ ② 検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等基礎研修」で検索 ③ （利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行 ④ 利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン ⑤ 必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請 ⑥ 登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了 ※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。 半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、申込み期限までに電子申請システムの「申込み内容照会」にて内容や件数を確認してください。 ★申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません。
申込み 期 間	令和7年7月9日（水）17時まで

(2) 提出書類について

対 象 者	以下のどちらにも該当しない方が対象です。 ・令和3～6年度の間に、静岡県の相談支援従事者初任者研修(2日間課程)を受けている方。 ・令和7年度の静岡県の相談支援従事者初任者研修(2日間課程)を申し込んでいる方。
提出書類	下記の①～④をすべて提出してください(④は該当者のみ)。 ① 様式1「静岡県サービス管理責任者等基礎研修 申込に関する添付書類(表紙)」 受講者本人が申込み時点の情報を記載してください。 ② 様式2「静岡県サービス管理責任者等基礎研修 実務経験証明書」 申込み時点の情報を記載し、代表者印押印の上、原本を提出してください。 ③ 相談支援従事者初任者研修の修了証の写し又は、相談支援従事者初任者研修の受講決定通知の写し ④ 資格証明書の写し(該当者のみ) 社会福祉主事任用資格等又は国家資格をお持ちの方は資格証明書の写し ※「対象者」に該当しない方は①～④の提出は不要。
提出方法	実務経験証明書等(様式1, 2)のファイルに添付されている宛先ラベルを利用し、<u>特定記録にて郵送</u>をお願いします。
提出先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 研修担当 宛て
提出期限	令和7年7月11日(金)17時必着

【申込みに関する注意事項】

- ・上記(1)、(2)のいずれかを期限内に行わなかった場合や、内容に不備があった場合は、申込みを受付けません。電子申請の手続きが正常に完了していない場合も、申込みを受付けませんのでご注意ください。
- ・受講決定後の受講日程の変更はできません。
- ・申込みは1事業所あたり原則1人とします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、申込み時にその方の受講優先順位を記載してください。
- ・複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください。
- ・1法人で3回以上の異動がある等により欄が不足する場合、2枚に渡って記載してください。

6 受講者の決定・通知

- ・ 申込み内容と提出書類に基づき、静岡県障害者政策課にて選考の上、決定します。
- ・ 選考結果は、ふじのくに電子申請サービス上でお知らせします。（利用者 ID のメールアドレスにご連絡します。）
- ・ 受講決定の場合は、併せて事前課題についてお知らせしますので、法人の担当者の方は受講者にご周知くださるようお願いいたします。
- ・ 申込み人数が受講定員に満たない場合であっても、「4 研修対象者（受講要件）」に該当しない方は受講できません。

7 受講費用

研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

区 分	金額	支払い方法・期限
研修参加費	27,000円	納入通知書（インボイス対象外）による静岡県への支払 研修申込み時に記載した法人所在地へ、静岡県から納入 通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付して ください。
テキスト・資料代	4,700円	コンビニ専用払込票（インボイス対応）による(福)あし たか太陽の丘への支払 研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載 した法人所在地へあしたか太陽の丘から払込票を送付 します。払込票記載の期限までに払い込んでください。

8 研修計画及び研修内容

「別紙 1 令和 7 年度サービス管理責任者等基礎研修日程表」のとおりです。変更があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページでお知らせします。

9 受講上の注意事項

- ・ オンデマンドによる研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコン等の接続端末（スマートフォン不可）が必要となりますので、各自ご準備ください。
- ・ 受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書をご提出いただきますので、予めご承知おきください。
- ・ 受講費用は、いかなる理由があっても返金しません（研修カリキュラムの全部又は一部を受講できなかった場合も返金しません）。

10 修了証

- ・ 本研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証書を交付します。
- ・ 以下の①～⑦のいずれかに該当する場合は、修了証書の交付は行いません。⑦以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますのでご注意ください。
 - ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
 - ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
 - ③ 2日目以降の集合による研修において、遅刻・欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講しなかった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除きます。ただし、遅延証明書の提出は入室を許可するものであり、修了については別途判断します。）
 - ④ 課題や実務経験証明書等の提出書類について、所定の期限までに提出がない場合
 - ⑤ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合や、指定でない様式（過年度様式等）で提出された場合
 - ⑥ 研修受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合や、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
 - ⑦ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合

11 緊急連絡先

研修当日、公共交通機関の遅延等により受付時間に間に合わない場合は以下にご連絡ください。
静岡県障害者政策課 054-221-2352

12 個人情報の利用目的

- ・ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握のため、政令市及び静岡県関係課に提供します。
- ・ 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供しますが、申込み者の同意なく利用目的以外には利用しません。

13 問合せ先

内 容	連 絡 先 等
研修の申込み方法、提出書類、受講決定等に関する事	静岡県障害者政策課障害者政策班 メールアドレス shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※ 問合せの際は、メールの件名を「基礎研修問合せ」として ください。 ※ メールに、所属とお名前を明記してください。 ※ 書類の到達確認や受講不可の理由に関する問合せには応じ られません。 ※ 募集期間中は問い合わせが集中しますので、メールでの問 合せにご協力をお願いします。
サービス管理責任者及び児童 発達支援管理責任者の配置に 関すること	・ 事業所の所在地が政令市の場合 静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp 浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	・ 事業所の所在地が県内政令市以外の場合 静岡県福祉指導課 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (054-221-3772)
研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、美濃部、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)

【配置にかかる注意事項】

- ・ サービス管理責任者及び児童発達管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）として従事するには、本研修の受講後原則2年以上(例外6か月以上)の実務経験を経て、サービス管理責任者等実践研修を受講する必要があります。
- ・ 本研修の受講に必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。サービス管理責任者等の配置(届出)に必要な実務経験の判断の不明点は、13 問合せ先の各指定機関へ確認いただくようお願いします。

令和 7 年度サービス管理責任者等基礎研修日程表

日 程	時 間	研 修 内 容
1 日 目 オンデマンド	30 分	ガイダンス（本研修の位置付け、ねらい）及び行政説明（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度等について）
	90 分	講義 障害福祉等の動向について
	60 分	講義 個別支援計画作成のポイントと作成手順
	90 分	講義 サービス提供のプロセス
	90 分	講義 サービス等利用計画と個別支援計画の関係
2 日 目 講義 オンデマンド 演習	150 分	講義 サービス提供における利用者主体のアセスメント
	9:50 ～ 10:10	事務連絡
	10:10 ～ 10:20	オリエンテーション
	10:20 ～ 11:20	講義 サービス提供の基本的な考え方
	11:20 ～ 17:10 （休憩含む）	演習 個別支援計画の作成①
	17:10 ～ 17:20	事務連絡
3 日 目 演習	10:00 ～ 10:15	事務連絡
	10:15 ～ 10:30	ガイダンス
	10:30 ～ 11:30	演習 個別支援計画の作成②
	12:30 ～ 16:10	演習 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法
	16:10 ～ 16:30	事務連絡

※時間等については、変更することがあります。

※1 日目及び 2 日目の一部の講義をオンデマンド、2 ～ 3 日目の研修は参集とします。

サービス管理責任者の要件となる実務経験

平成十八年九月二十九日

厚生労働省告示第五百四十四号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に基づく

業務範囲		業務内容	配置（届出） に必要な実務 経験	基礎研修（※ 1）受講に必 要な実務経験 （※2）
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	A 相談支援業務	身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通算 5 年以上	通算 3 年以上
		ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
		ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター		
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
		オ 特別支援学校		
		カ 病院若しくは診療所（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、Dに掲げる資格を有する者、アからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）		
	キ	その他これに準ずると知事が認めたもの		
	B 直接支援業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	通算 8 年以上	通算 6 年以上
		ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床		
		イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業		
		ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
		エ 特例子会社、助成金受給事業所		
		オ 特別支援学校		
		カ その他これに準ずると知事が認めたもの		
	C 社会福祉主事任用資格者等	次のいずれかに該当する者が実施する、上記区分Bの直接支援業務	通算 5 年以上	通算 3 年以上
		社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
	D 国家資格者	次の国家資格等による業務に <u>通算 3 年以上</u> 従事する者が実施する、上記区分Aの相談支援業務もしくはBの直接支援業務	通算 3 年以上	通算 1 年以上
		医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師		

※1 静岡県相談支援従事者初任者研修2日間課程及びサービス管理責任者等基礎研修

※2 サービス管理責任者として指定を受けるために必要な実務経験（配置要件）から2年に満たない年数以上の実務経験が必要

※3 1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

平成二十四年三月三十日
厚生労働省告示第二百三十号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの」に基づく

業務範囲		業務内容	配置（届出）に必要な実務経験	基礎研修（※1）受講に必要な実務経験（※2）
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	A 相談支援業務	身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通算5年以上 ただしCに記載がある機関を除いて3年以上 $A+B \geq 5$ 年 かつ $A+B-C \geq 3$ 年	通算3年以上
		ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
		イ 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
		ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター		
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
		オ 学校（大学除く）		
		カ 病院若しくは診療所（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、Dに掲げる資格を有する者、アからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）		
		キ その他これに準ずると知事が認めたもの		
	B 直接支援業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	通算8年以上 ただしEに記載がある機関を除いて3年以上 $D \geq 8$ 年かつ $D-E \geq 3$ 年	通算6年以上
		ア 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療院、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室		
		イ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業		
		ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
		エ 特例子会社、助成金受給事業所		
		オ 学校（大学除く）		
		カ その他これに準ずると知事が認めたもの		
	C	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	除算期間※4	除算期間
	D 社会福祉主事任用資格者等	次のいずれかに該当する者が実施する、上記区分Bの直接支援業務	通算5年以上 ただしCに記載がある機関を除いて3年以上 $A+B \geq 5$ 年 かつ $A+B-C \geq 3$ 年	通算3年以上
		社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
	E	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	除算期間	除算期間
	F 国家資格者	次の国家資格等による業務に 通算5年以上 従事する者が実施する、上記区分Aの相談支援業務もしくはBの直接支援業務	通算3年以上 ただしC及びEに記載があるを除いて3年以上 $A+B-(C+E) \geq 3$ 年	通算1年以上
		医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師		

※1 静岡県相談支援従事者初任者研修2日間課程及びサービス管理責任者等基礎研修

※2 児童発達支援管理責任者として指定を受けるために必要な実務経験（配置要件）から2年に満たない年数以上の実務経験が必要

※3 1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること

※4 除算期間とは、相談支援及び直接支援の業務に従事していても、配置及び研修受講に必要な実務経験として計上しない期間をいう